

令和8年度 港湾整備事業実施における取り組みについて(業務)

中国地方整備局 港湾空港部
港湾空港整備・補償課
令和8年4月13日

各種試行・取組(施工基準関係)の令和8年度の方針

取組名	内容	変更点
業務書類削減の取組	外業のある業務を対象に「週間工程表」を作成し、旬報と休日調査業務通知書の提出を不要とする	継続
現場環境改善の取組	受発注者間で、依頼日・時間及び期限に関すること、会議・打合せに関すること、業務時間外の連絡に関することのルールを設け、現場環境改善を図る	継続
品質確保調整会議(業務)	受発注者間で業務における条件や業務工程等について総合的に確認・調整することにより、円滑な工事の実施や品質の確保を図る 共通仕様書に「業務品質確保調整会議」を位置づけ、「業務品質確保調整会議実施要領」の見直しを実施	拡充
猛暑による厳しい作業環境に対応した取り組み	工期が猛暑期間と重なる工事について、猛暑日を考慮した適切な工期設定、 猛暑時間の現場施工を回避した場合の工期延長協議等 を行う	拡充
災害時における緊急対応に適合した「請負業務成績評価」の見直し	災害時における調査・測量及び設計は現場優先となり、現行の評価項目では業務成績が下がる事象も散見されることから、「 <u>災害協定に基づく緊急対応業務</u> 」として請負業務成績点への加点を行う。	継続
業務スライドの試行導入	昨今の履行期限平準化の取組みや設計技術者単価の上昇等を踏まえ、建設コンサルタント業務等において価格転嫁対策を強化	新規
若手優秀技術者表彰	若手技術者のやり甲斐や達成感の創出、担い手の確保や育成等を目的に、業務の成績が優良であった40歳以下の若手技術者を表彰	新規
業務若手技術者奨励 (港湾空港部独自)	業務成果品の品質確保・向上に特に貢献した若手技術者を称え、 一層の技術研鑽を奨励することを目的に令和7年度から実施	継続
BIM/CIMクラウドの試験運用開始	3次元モデルを受発注者間で共有するとともに、ソフトウェアに依存しない閲覧機能を付与した「BIM/CIMクラウド」を令和6年度から試験運用開始	継続
業務におけるテレビ・webによる打合せ・検査	業務の打合せと検査の要領を規定。受注者の移動時間の削減による働き方改革を推進させる	継続
遠隔臨場	港湾の測量・調査現場において「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を導入	継続

※赤字は令和8年度新規または変更箇所、青字は中国地整独自の取組 **ハイライトは令和7年度途中から前倒し実施**

各種試行・取組(施工基準関係)の令和8年度の方針

取組名	内容	変更点
帳票管理システムの改良	帳票管理システムの利便性向上に関する要望を踏まえ、改良を実施(電子帳票の全文検索機能を追加)	拡充
AIを活用した海底測定の省力化の取り組み	測深データをクラウド上でノイズ除去し、即時的に解析が可能なマルチビームデータクラウド処理システムを試行(ICT浚渫工の出来形測量での活用を開始)	拡充
BIM/CIM適用(業務)	新規及び大規模プロジェクト、改良事業の設計等業務(原則は細部・実施設計)に適用。 ※但し、3次元モデルの活用が見込めない業務、構造検討に至らない設計等は除く。	継続
オンライン電子納品	電子媒体で納品されていた納品物を、業務帳票管理システム経由でクラウド上に、直接保存	継続
クイックレスポンス(業務)	受注者からの協議等に対して速やかに回答することを通じて、諸問題への迅速な対応を実現する	継続

※赤字は令和8年度新規または変更箇所、ハイライトは令和7年度途中から前倒し実施

令和8年度直轄事業の実施に向けた取り組み

◆ 令和8年度直轄事業の実施に際しては、「新・担い手3法」の趣旨を踏まえつつ、「働き方改革」、「担い手の育成・確保」、「生産性の向上」の3本柱を中心に取り組みを推進。

取組項目

黒字:継続項目 赤字:新規項目 青字:拡充・運用改善項目 **ハイライト**:令和7年度途中から前倒し実施

働き方改革

- ①業務書類の削減
- ②業務の現場環境改善の取組
- ③契約変更事務ガイドライン(業務)の活用
- ④業務品質確保調整会議の適切な運用
- ⑤猛暑による厳しい作業環境に対応した
工事・業務における取組

担い手の育成・確保

- ①災害時における緊急対応に適合した
「請負業務成績評定」の見直し
- ②**スライド制度(業務スライド)の試行導入**
- ③**若手優秀技術者表彰の実施**
- ④**業務若手技術者奨励(港湾空港関係)の実施**

生産性の向上

- ①BIM/CIMクラウドの試験運用の開始
(データシェアリング)
- ②業務におけるテレビ・webによる
打合せ・検査
- ③測量・調査現場における遠隔臨場の試行
- ④**業務の帳票管理システムの改良**
- ⑤AIを活用した海底測量の効率化の取組

(1)働き方改革
①業務書類の削減

継続

業務書類の「集約・提出抑制」(試行)

- ・「履行報告書(業務旬報)」「休日調査業務通知書」を不要とし、新たに「週間工程表」を作成し集約。
- ・「週間工程表」の提出は、調査職員宛に事前にメールで送信し、紙書類での提出は不要とする。

**履行報告書
(業務旬報)**

**休日調査業務
通知書**

集約

①履行報告書

**②休日調査業務
通知書**

提出不要

【その他】

港湾潜水技士の有効期限の確認:業務計画書に記載(必要に応じ港湾潜水技士手帳の写しを提示)。
変更業務計画書の提出:軽微な変更内容及び他の提出書類で足りる場合は、提出不要。

(1)働き方改革

②業務の現場環境改善の取組

- ◆ 全ての業務を対象に現場環境の改善に向けた取組を定めた実施要領を策定。
- ◆ 標準項目として、「依頼日・時間及び期限に関すること」「会議・打合せに関すること」「業務時間外の連絡に関すること」を設け、現場環境改善に努める。

(1)目的

令和6年度より建設現場においても、時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、全ての業務で現場環境の改善を実施し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

(2)対象

全ての業務を対象(災害対応等緊急を要する場合は除く)

(3)取組内容

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

①依頼日・時間及び期限に関すること

- ・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

②会議・打合せに関すること

- ・業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない(具体的な時間を設定)
- ・打合せはWEB会議等の活用努めること。

③業務時間外の連絡に関すること

- ・業務時間外の連絡を行わない。(メール等含む。)
- ・受発注間でノー残業デーを情報共有すること。

(4)進め方

受注者によって、勤務時間、定時退庁日等が異なることから、柔軟性をもった取組とすること。
業務に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施し、取組を実施すること。

(1)働き方改革

③契約変更事務ガイドライン(業務)の活用

継続

- ◆ 「新・担い手3法」や改正労働基準法に基づく時間外労働の上限規制より、これまで以上に設計変更や受発注者間協議の重要性が高まっていることを受け、令和5年3月には、業務版の契約変更事務ガイドラインを改定。
- ◆ 引き続き契約変更事務ガイドライン(業務)を活用し、適切な契約変更に努める。

◆旧ガイドラインの課題

- ① 使いやすさの向上(1)
 - ・ 記載が各所に点在している。
 - ・ 工事版に比べ、補足や解説の記載が少ない。
- ② 使いやすさの向上(2)
 - ・ 設計変更事例の拡充を図ってきたが、事例数が多くなり煩雑になっている。
- ③ 設計変更に係る環境の変化への対応
 - ・ 品質確保調整会議における協議や適正な履行期間の重要性の高まりを踏まえた内容とする必要がある。
- ④ 協議に向けた受発注者間での認識の共有
 - ・ 適切な設計変更のため、受発注者双方で認識を共有する必要がある事項を具体的に明示する必要がある。
- ⑤ 設計変更における課題への対応
 - ・ 設計図書の記載不足により、設計変更につなげられない。

◆新ガイドラインの改定ポイント

- ① 文章・構成の再整理による見やすさ向上
 - ・ ポイントをおさえた文章への修正や全体の構成見直し
 - ・ 工事版に準拠した記載の充実
- ② 設計変更事例の見やすさと検索性の向上
 - ・ 掲載事例の選別（類似事例の集約）
 - ・ 業務種別毎に一覧表を整理
- ③ 各種関連取組との整合
 - ・ 「品質確保調整会議」のほか、設計変更に関連する各種取組の内容を踏まえた記載の充実
- ④ 設計変更するための主なポイントの整理
 - ・ R4.3月に改定した「港湾工事の契約変更事務ガイドライン」を参考に、設計変更に必要なポイントを整理
 - ・ 設計変更に至らなかった事例、意見を参考に、設計変更に関する質問・回答集を追加
 - ・ 見積参考資料、打合せ記録簿は協議対象とならないことや契約書の条項に該当する事由等を追記
- ⑤ 発注段階における留意事項の整理
 - ・ 適切な設計変更のために、発注段階において留意が必要な事項を整理
 - ・ 条件、数量等の明示や契約後に変更が生じる可能性の明示等、円滑な設計変更につながる設計図書の記載例・事例を追加

(1)働き方改革

④業務品質確保調整会議の適切な運用

拡充・運用改善

- ◆ 業務着手前等において、受発注者等が業務における条件や業務工程等について総合的に確認・調整し、円滑な業務の実施や品質の確保を図るため、令和2年度より「業務品質確保調整会議」を設置。
- ◆ 令和5年度から、業務品質確保調整会議に業者三者会議を統合し、内容に応じて参加者を追加可能とすることで、効率的な会議開催と意思決定の迅速化を図った。
- ◆ 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に「業務品質確保調整会議」を位置づけるとともに、見直した「業務品質確保調整会議実施要領」を令和8年3月末までに掲載済。

【業務品質確保調整会議の構成】

会議内容に応じた参加者の基本組み合わせ(参考)

開催内容	開催時期	参加者			開催の有無
		発注者	受注者	土質調査者	
土質確認	業務着手前	○	○	○	必要に応じ
工程確認 業務計画	業務着手前	○	○		必須
設計変更	業務着手後	○	○		必須



会議内容に応じた参加者の基本組み合わせ(参考)

開催内容	開催時期	参加者			開催の有無
		発注者	受注者	土質調査者	
地盤条件等の確認	業務着手前	○	○	○	必要に応じ
設計・履行条件 業務工程 業務計画 業務環境改善	業務着手前	○	○		必須
設計変更	業務着手後	○	○		必須

業務品質確保調整会議実施要領の主な見直し

- 旧業務三者会議を「地盤条件等の確認」として明文化
- 設計・履行条件について、発注者から受注者に対して設計図書に示された設計条件、現地条件等について説明する
- 業務環境改善として、時間外労働の上限規制が適用されたことを受けて「業務環境改善実施要領(案)」に基づき確認する

(1)働き方改革

新規

⑤猛暑による厳しい作業環境に対応した工事・業務における取組

- ◆ 今後も夏の猛暑が続くと想定される中、厳しい作業環境においても、受注者が柔軟に作業を行うことが可能となるよう、猛暑期間・猛暑時間中の作業回避、猛暑対策に必要な経費等の確保に係る取組を行う。
- ◆ 対象: **新規契約又は既契約にかかわらず、工期が猛暑期間と重なる工事および業務。**

1. 猛暑期間・猛暑時間中の作業回避

(1-1) 猛暑日を考慮した適切な工期設定の実施【継続】(詳細は別紙参照)

・「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」に則り、供用係数を用いる場合は猛暑日を考慮して工期設定する。

(1-2) 猛暑時間の現場施工を回避した場合の工期延長【業務に拡充】

・猛暑時間の現場施工を回避したことで工期延長が必要となる場合には、監督職員と協議を行うことが可能な旨を、特記仕様書に明示する。

(1-3) 可能な範囲で予め猛暑期間を回避した工事の発注

・発注者は、事業全体の工程や工事の重要度などを踏まえ、熱中症のリスクが高い作業が猛暑期間にかからないよう、可能な範囲で予め工期調整に努め、猛暑期間を回避した工事の発注も可とする。工期調整とは、余裕期間、準備期間、工場製作、後片付け等により猛暑期間の現場施工を回避する工夫をいう。

(1-4) 適切な設計図書の作成

・発注者は、工事内容の変更等により想定していた猛暑期間の現場施工の回避が実現できなくなることを防ぐため、現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成に努める。

2. 猛暑対策に必要な経費等の確保

(2-1) 工事における熱中症対策に係る経費の計上【継続】

・工事における熱中症対策費用は、共通仮設費、現場環境改善費にて計上しているが、計上されていない現場の施設や設備に対する熱中症予防等については別途現場環境改善費として積み上げ計上を行う。詳細は「熱中症予防・防寒対策に関する費用計上について(実施要領)(令和7年7月4日)」による。

(2-2) 業務における熱中症対策に係る経費の計上【新規】

・業務における熱中症対策費用は、間接原価に作業員個人に対する費用を計上しているが、現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、積み上げ計上を行う。詳細は「業務における熱中症対策に関する費用計上について(実施要領)(令和8年3月24日)」による。

(2-3) 猛暑時間の現場施工を回避した場合の精算変更(試行)(調整中)【新規】

・猛暑時間の現場施工を回避したことで、積算上の作業時間が減少し、施工能力が減少した場合は、その施工に要した費用は、受発注者協議のうえ、精算変更の対象にできるものとする。令和8年度以降に開始することとし、新規契約工事又は既契約工事にかかわらず対応可能なものから適用する。

※ 業務に関しては、「工事」を「業務」に、「現場施工」を「現場作業」に、「工期」を「履行期間」に、「監督職員」を「調査職員」に読み換える。
ただし、(1-1)、(2-1)は工事のみ対象。

(補足) 猛暑期間・猛暑日・猛暑時間の考え方

猛暑期間: 気象条件、作業環境等を踏まえ、地域毎に設定するものとする。環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている地域ごとの直近過去5か年のWBGT値を参照し、8時から17時までのWBGT値31以上が観測された日を、猛暑期間の始期または終期の目安とする。

猛暑日: 環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている年毎の平日のWBGT値31以上の時間数を日数換算し、平均した値(対象:5か年)とする。

猛暑時間: 当該工事の作業時間(8時間)内において、地域ごとの環境省熱中症予防情報サイトに掲載されているWBGT値が31以上を観測した時間とする。

(1)働き方改革

【参考】猛暑による厳しい作業環境に対応した工事・業務における取組

別紙

(1-1) 猛暑日を考慮した適切な工期設定の実施【継続】

- ◆ 港湾・空港工事の適正な工期の設定にあたっては、陸上工事とは大きく異なる特徴を踏まえた検討が必要であることから、中央建設業審議会より勧告された「工期に関する基準」に加え、港湾・空港工事の特徴を反映した適正な工期に関する「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」を、令和3年7月に取りまとめたところ。
- ◆ その後、令和6年3月に「工期に関する基準」が見直しされ、工期全般にわたって考慮すべき事項として猛暑日(夏期におけるWBGT値が31以上の場合における不稼働等を考慮)が追記されたことから、「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」の改定を実施。
- ◆ **令和7年度より、改定されたガイドラインに則り、工期を設定。**

(6) 供用係数：荒天日、年間の休日及び安全教育等による不稼働日(猛暑日を除く)を算出して設定した港湾工事特有の係数で、工事期間中の船舶・機械損料と労務費の算定に使用される係数をいう。作業可能期間における荒天日数を年間に換算した「換算年間荒天日数」を基に1.65～5.25の9段階に区分されており、全国の主要港湾に設定されている。なお、港湾工事における陸上作業の供用係数は1.65を基本とするが、現場の気象条件等により後述する雨休率を用いることができるものとする。

また、供用係数を用いる場合は、猛暑日日数として、年毎の平日のWBGT値31以上の時間数を日数換算し(※)、平均した値(対象：5か年)を工期に加えるものとする。なお、過去5か年でWBGT値が31以上になる時間が生じない月だけで工期を設定する場合は、猛暑日日数は加えない。

(※) WBGT値31以上の時間は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている最寄りの観測データ(平日の8～17時を対象)を活用

環境省HP 熱中症予防情報サイト
暑さ指数(WBGT)過去データ
(福岡県福岡市2024年8月)

Date	Time	WBGT
2024/8/3	8:00	30.8
2024/8/3	9:00	30.5
2024/8/3	10:00	32.1
2024/8/3	11:00	34.3
2024/8/3	12:00	33.9
2024/8/3	13:00	33.7
2024/8/3	14:00	33.8
2024/8/3	15:00	33.6
2024/8/3	16:00	33.5

(計算例)

- ①年毎の日数換算値(時間数÷8)
 - ②5年平均計算(①の5年分÷5)
- 上記で算出した〇日/年を加えて
工期設定

(特記仕様書記載例)

3. 工期
～省略

また、工期の設定にあたっては、猛暑日日数〇日を考慮している。
なお、上記で見込んだ日数以上の猛暑日が確認された場合、監督職員と協議の上、工期延伸ができるものとする。

(2)担い手の育成・確保

①災害時における緊急対応に適合した「請負業務成績評価」の見直し

継続

- ◆ 災害からの復旧・復興を迅速に行ううえでは、調査・測量及び設計を早期に完了させ、復旧事業に繋げることが重要である。
- ◆ しかしながら、災害時における調査・測量及び設計は緊急の対応となり、現場優先型となりがちで施工計画などは後回しとなることもある。
- ◆ 当然、業務完了後は通常業務と同様に成績評価を行うが、前述の対応がゆえ、現行の評価項目では評価し難い項目となってしまう、業務成績が下がってしまう事象も散見される。
- ◆ この結果は、今後の災害時の緊急対応において、モチベーションの低下を招くことが想定される。
- ◆ 令和7年度から災害時の緊急対応業務に携わった技術者に、その貢献度も評価することを位置づける。

■災害時における緊急対応時の考査基準

評価者	考査項目	細別	評価対象項目
主任調査員	実施状況の評価	執行管理	・「その他(理由:災害協定に基づく緊急対応業務)」
	〃	品質管理	・「その他(理由:災害協定に基づく緊急対応業務)」
	結果の評価	成果物の品質	・「その他(理由:災害協定に基づく緊急対応業務)」

・「請負業務成績評価」の評価者である主任調査員の考査項目にて、実施状況の評価中の「執行管理」及び「品質管理」、結果の評価中の「成果物の品質」において、評価項目対象の「その他」で「災害協定に基づく緊急対応業務」と理由を付し、評価することで、請負業務成績点への加点につなげる。

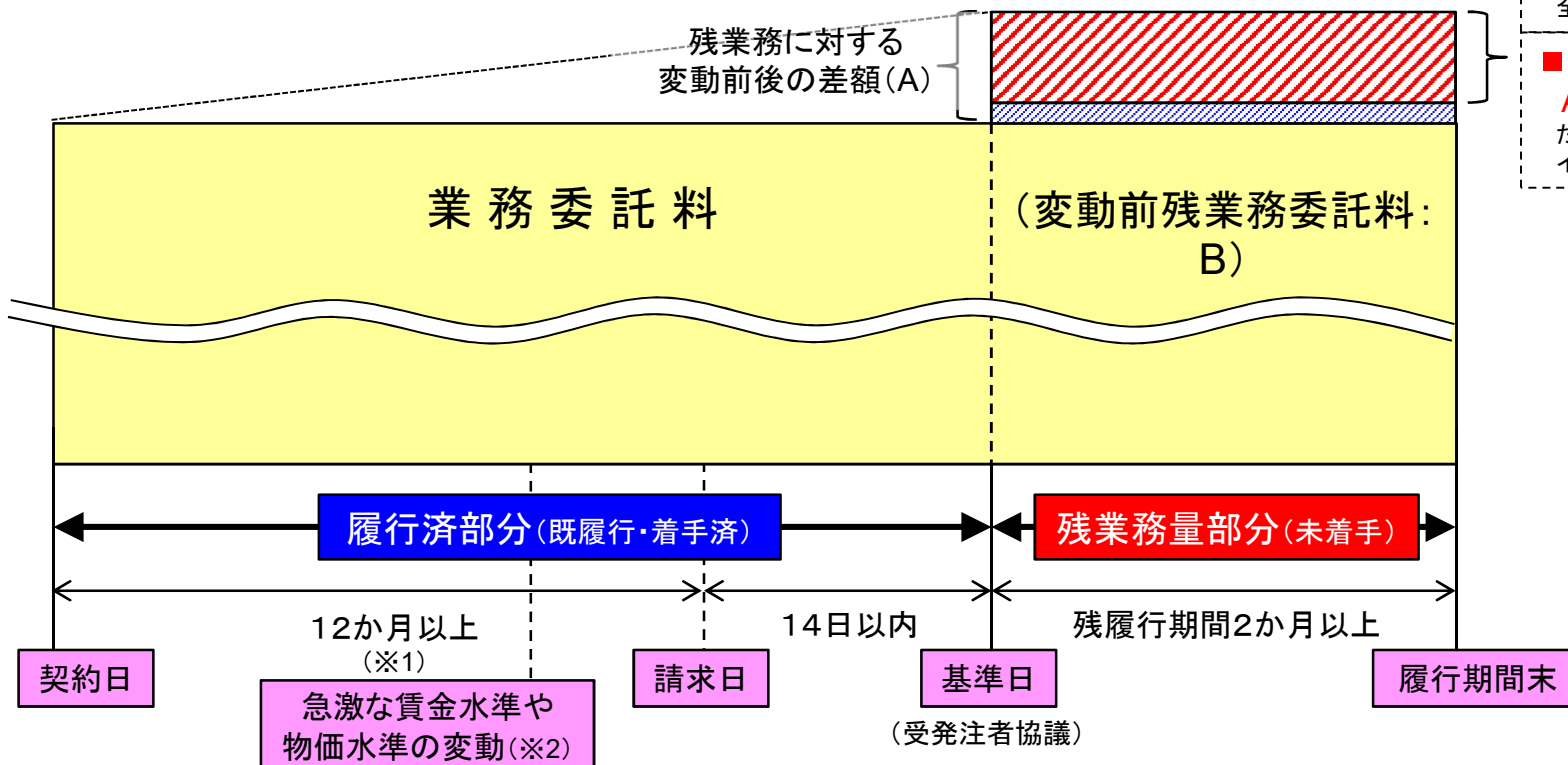
(2)担い手の育成・確保

②スライド制度(業務スライド)の試行導入

新規

- ◆ 昨今の履行期限平準化の取組みや設計技術者単価の上昇等を踏まえ、建設コンサルタント業務等において価格転嫁対策を強化する。
- ◆ 令和8年4月1日以降に新規契約する建設コンサルタント業務等からスライド制度(業務スライド)を試行導入する。
※スライドとは、賃金等の変動に対処するため変動後の差額(スライド額)を業務委託料に反映する制度

業務スライド(増額)イメージ



- 全体スライド変更額
 $A - B \times 1.5\%$
ただし、 $A > B \times 1.5\%$ の場合のみ
全体スライド適用可能
- インフレスライド変更額
 $A - B \times 1.0\%$
ただし、 $A > B \times 1.0\%$ の場合のみ
インフレスライド適用可能

※1:全体スライドの場合、契約締結から12か月以上経過した業務が対象となる。

※2:インフレスライドの場合、履行期間の経過は関係なく、急激なインフレがあった場合が対象となる。

(2)担い手の育成・確保

③若手優秀技術者表彰の実施

新規

- ◆ 建設業界の高齢化・人員減少、採用者の離職は顕著であり、持続可能な建設業界とするための「担い手の確保」を目的に「若手優秀技術者表彰」を新設。
- ◆ 工事は工期開始日において35歳以下の監理技術者等、業務は履行期間開始日において40歳以下の管理技術者等を対象に表彰を行う。

項目	若手優秀技術者表彰（工事）	若手優秀技術者表彰（業務）
対象年齢	工期開始日時点で 35歳 以下	履行期間開始日時点で 40歳 以下
対象者	監理技術者等 (又は特例監理技術者、主任技術者、現場代理人)	管理技術者等 (又は主任技術者、現場代理人)
表彰要件	・概ね工期全体に従事し、主要な工種に従事 (死亡、退職以外の理由で変更していても可)	
優秀技術者表彰との重複 (過去及び同年度)	・ 重複受賞無し ・局長表彰（優秀技術者、安全管理技術者）、 ・事務所長表彰（優秀技術者） を <u>受賞していない工事の技術者</u>	・ 重複受賞無し ・局長表彰（優秀技術者）、 ・事務所長表彰（優秀技術者） を <u>受賞していない業務の技術者</u>
総合評価落札方式等 における加点	代表例：技術者0.3点・5年間 (事務所長表彰加点の0.5掛け)	代表例：技術者1点・3年間 (事務所長表彰加点の0.6掛け)
表彰回数	生涯一回限り	

④業務若手技術者奨励(港湾空港関係)の実施

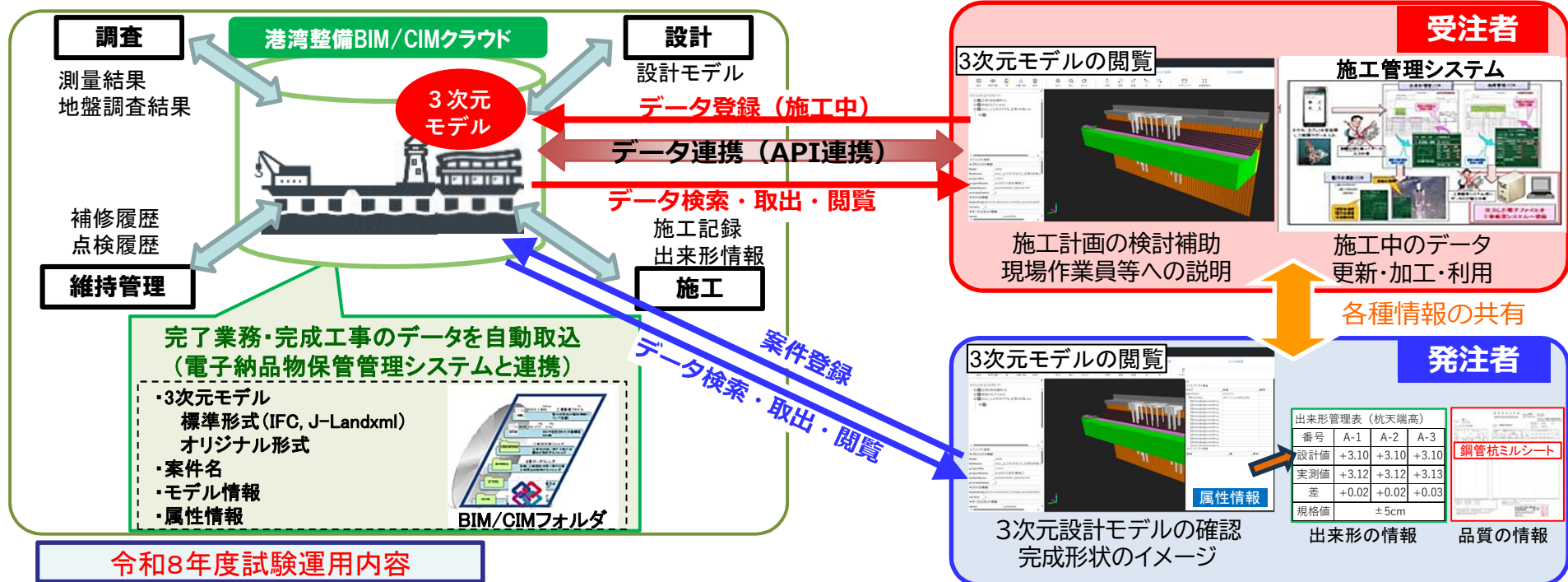
- ◆ 港湾空港部独自の取り組みとして、業務成果品の品質確保・向上に特に貢献した若手技術者を称え、一層の技術研鑽を奨励することを目的に「若手技術者奨励賞」を令和7年度に新設。
- ◆ 令和8年度からは、奨励対象年齢を若手優秀技術者表彰と合わせ、業務完了時点で40歳未満から、工期開始日において年齢が40歳以下に変更し、引き続き実施。

項目	港湾空港関係業務若手技術者奨励賞
対象年齢	工期開始日において年齢が <u>40歳以下</u>
対象者	担当技術者
表彰要件	・優良な業務の全ての履行期間に従事していること ・品質確保・向上等に貢献したことが認められること
総合評価落札方式等における加点	なし
表彰回数	回数上限を設けない
表彰実績(令和7年度)	12名

(3)生産性の向上

①BIM/CIMクラウドの試験運用の開始

- ◆調査、設計、施工、維持管理までの3次元モデルや属性情報等を、各事業者や受発注者間においてクラウド上でデータ共有する「港湾整備BIM/CIMクラウドシステム」の試験運用を令和6年5月に開始。
- ◆令和7年度は、サイバーポートとのID・パスワードの共通化、属性情報表示機能の拡張等を実施した。
- ◆令和8年度は、施工管理ソフト等とのデータ連携の改良検討を行い、年度末の機能実装を目指す。



項目 (活用時点)	①データの共有 (業務・工事契約後)	②3次元モデルの閲覧 (履行・施工期間中)	③属性情報の確認 (履行・施工期間中)
発注者	<ul style="list-style-type: none"> ・対象工事・業務を案件登録 ・受注者のアクセス権限付与申請 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラウド内の3次元モデル (IFC・JLandXML) の閲覧 	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者が登録した属性情報 (施工中の出来形・品質管理データなど) の確認 ・属性情報表示機能の拡張 (R8d~)
受注者	<ul style="list-style-type: none"> ・保管されている過年度データの検索・取出 ・施工中の3次元モデルの登録 		<ul style="list-style-type: none"> ・属性情報の登録 (施工中の出来形・品質管理データなど発注者と共有すべき情報) ・属性情報表示機能の拡張 (R8d~)

(3)生産性の向上

継続

②業務におけるテレビ・webによる打合せ・検査

◆受発注者間の打合せ・検査に伴う移動時間などが、時間の効率的な活用、業務の効率化を阻害し、働き方改革の障害になっていることから、移動時間の削減等による働き方改革を推進させることを目的に、業務におけるテレビ・webによる打合せ・検査(以下、「テレビ会議等」)の試行を実施する。

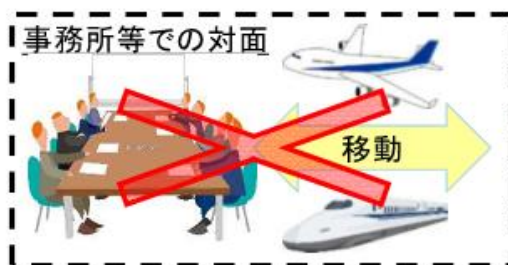
【対象業務】

・すべての業務 (うち受注者と合意の得られた業務)について試行することが出来る。

【概要】

- 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に定める「打合せ」、「検査」について実施
- テレビ会議等に使用する機器・機材(PC、モニター、プロジェクター)及びインターネット通信は受発注者双方で用意
- テレビ会議等に使用するアプリケーション(例:Skype、Zoom等)は指定しない
- テレビ会議等で取り扱う情報について
個人情報等の秘密文書取については、扱い不可。
情報公開法上、不開示情報となる蓋然性の高い情報)マスキング、匿名等、情報を保護したうえで実施する場合は取扱い可とする。
- 受注者にかかる機器・機材及び通信費は受注者負担とする。
- 移動にかかる旅費交通費は原則計上しない。

事務所等へ移動時間が削減時間の有効活用が可能に



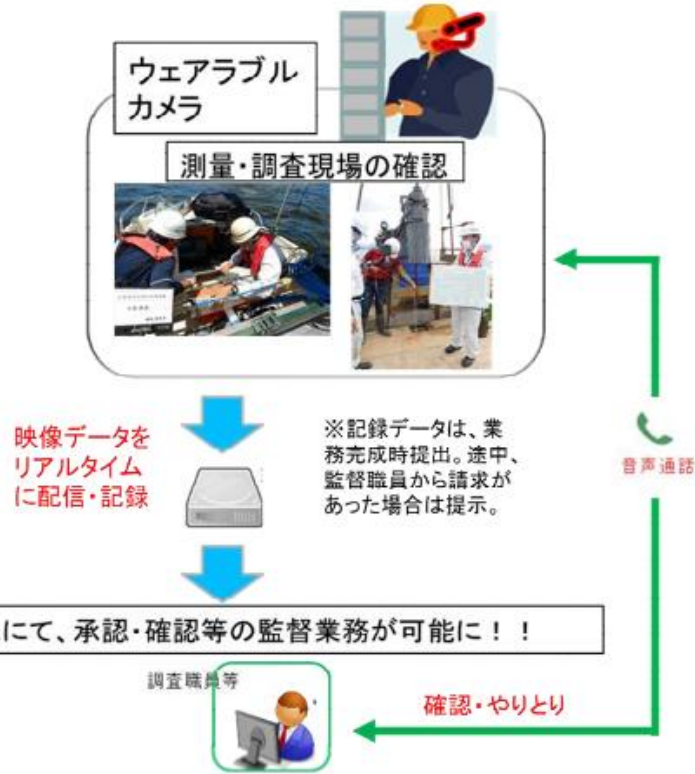
(3)生産性の向上

③測量・調査現場における遠隔臨場の試行

継続

- ◆受注者における立会に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化や発注者における現場臨場の削減による効率的な時間の活用等を目指し、立会に伴う作業に遠隔臨場を試行するものである。なお、遠隔臨場は、『港湾の測量・調査現場における遠隔臨場に関する試行要領(案)』の内容に従い実施する。

概要



効果イメージ

従来

車移動：片道 1 時間

発注事務所

発注者：臨場確認
受注者：臨場確認

測量・
調査現場

遠隔臨場

【発注者】
事務所でリアルタイム
に確認

クラウド
サーバー

【受注者】
ウェアラブルカメラ等
で撮影

測量・
調査現場

- ・試行を通じた効果の検証及び課題の抽出等について、アンケート調査等を実施。

(3)生産性の向上

拡充・運用改善

④業務の帳票管理システムの改良

- ◆ 受発注者より、業務の帳票管理システムの利便性向上に関する要望があることから機能改良に着手。
- ◆ 令和6年度は、打合せ・確認等記録簿の行追加、承認経路増等を実施。
- ◆ 令和7年度は、電子帳票の全文検索機能の追加を実施し、令和8年2月13日にリリース済。

◎全文検索機能の追加(令和7年度の機能改良) ③電子帳票の詳細画面を表示

①検索条件(キーワードを含む)を設定

帳票全文検索

キーワード:

<検索条件>

検索対象: 本文 サブタイトル 添付ファイル名

承認状態:

帳票名:

作成日: ~

最終承認日: ~

検索条件を設定し、「検索」ボタンをクリック

②検索条件に該当する電子帳票を一覧で表示

キーワード:

<検索条件>

検索対象: 本文 サブタイトル 添付ファイル名

承認状態:

帳票名:

作成日: ~

最終承認日: ~

承認日	帳票名	サブタイトル	帳票番号	承認状況	現在の承認者	申請者	作成日	最終承認日	本文エディット権限
承認済	週間工程表	週間工程表(R7.8.1~R7.8.31)	10	承認済	総括 三郎 代理	四郎	令和7年10月31日		1件
承認済	週間工程表	週間工程表(R7.8.1~R7.8.30)	9	承認済	総括 三郎 代理	四郎	令和7年10月10日		1件
承認済	週間工程表	週間工程表(R7.8.1~R7.8.2)	8	承認済	総括 三郎 代理	四郎	令和7年8月31日		2件

検索時に設定したキーワードと一致するサブタイトルをハイライト表示、クリック

複製 | 引き戻し | 検索結果一覧へ戻る

工事帳票データ出力 する 帳票番号: 8

サブタイトル:

週間工程表

総括監督員
国土交通技官 総括 一郎 殿

住所 ○○県1-1
名称 ○○建設(株)
現場代理人 代理 四郎

週間工程表(R7.8.1~R7.8.31)を提出します。

記

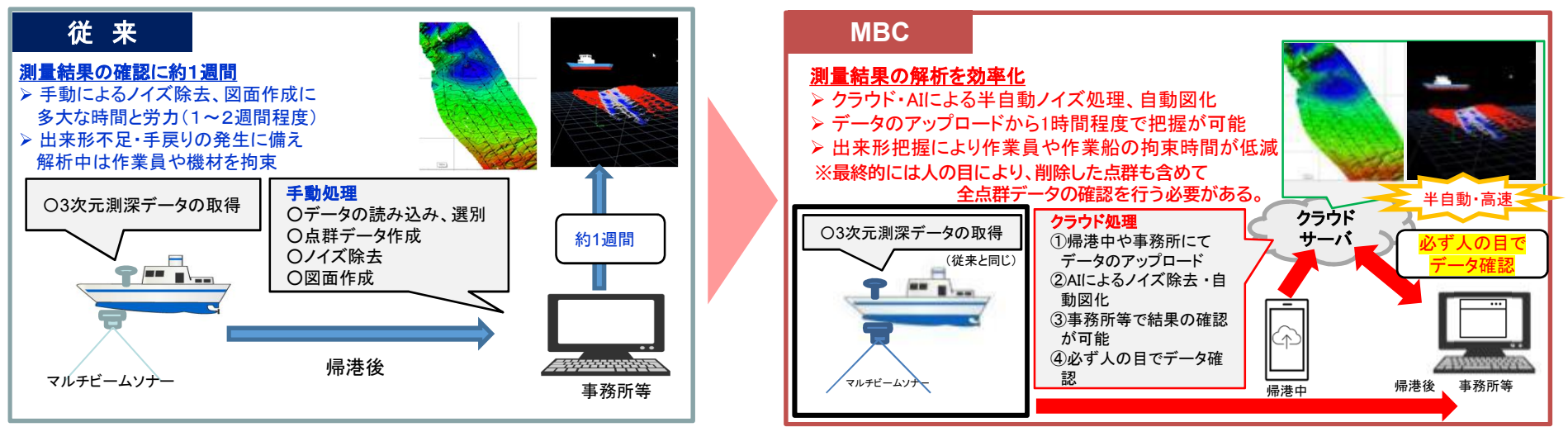
1. 工事名	テスト工事
1. 契約年月日	令和7年9月26日
1. 内容	週間工程表(R7.8.1~R7.8.31)

検索時に設定したキーワードと一致する文字列をハイライト表示

(3)生産性の向上

⑤AIを活用した海底測量の効率化の取組

- ◆ 海底地形の3次元測量に用いるマルチビーム測深は、これまでノイズ除去を手動で行っており、多大な時間を要していた。このため、AIを活用し、これまでの解析データを学習させることで、大半のノイズを自動除去する「マルチビームデータクラウド処理システム(MBC)」を開発(令和2~6年度)。
- ◆ 令和7年7月に、ICT活用工事における全直轄工事の起工測量でMBCの活用を開始し、データ解析の効率化を図るとともに、港湾業務艇等による水深測量、大規模災害発生時等でも活用可能とした。
- ◆ 令和8年度より、ICT浚渫工の出来形測量(水路測量)での活用を開始する。



令和8年度実施内容(予定)

- ① 工事での活用
 - 全てのICT浚渫工、ICT基礎工、ICT海上地盤改良工の起工測量、土量計算、**ICT浚渫工の出来形測量(水路測量)**を対象
 - ※精度検証中のため、基礎工での捨石均しの出来形管理に利用することはできない。
 - 起工測量のデータ解析は、MBC(後処理機能)を活用することを標準とする。
 - なお、MBCを活用しない従来方法(手動等)の解析も可能とする。
 - 土量計算、**出来形測量(水路測量)のデータ解析**は、希望により利用可能
- ② 港湾業務艇等での活用
 - 異常気象時の水深測量等の直営解析による対応
 - 事故や災害などによる航路状況の確認時の速やかな対応、水域施設の水深確認や土量計算
- ③ 大規模災害発生時での活用(災害協定による支援団体等が活用)
 - 被災箇所が点在している場合でも、一元的に管理が可能
 - 各被災箇所でのマルチビーム測深データをクラウド上で共有し、GISで水深や差分表示が可能